

平成29年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成29年6月9日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 第 4 議長報告事項
 - 第 5 会議録署名議員の指名
 - 第 6 会期の決定
 - 第 7 議案上程
 - 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 日程第 4 議長報告事項
 - 日程第 5 会議録署名議員の指名
 - 日程第 6 会期の決定
 - 日程第 7 議案上程
 - 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（21名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁

7番 飯 嶋 正 利
 9番 太 田 將 範
 11番 島 田 和 雄
 13番 伊 藤 房 代
 16番 景 山 岩三郎
 18番 木 内 欽 市
 20番 林 俊 介
 22番 林 正一郎

8番 宮 澤 芳 雄
 10番 伊 藤 保
 12番 平 野 忠 作
 15番 向 後 悦 世
 17番 滑 川 公 英
 19番 佐久間 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

14番 林 七 巳

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 刃 田 哲 雄
 行 政 改 革 推 進 課 長 小 倉 直 志
 企画政策課長 阿 曾 博 通
 税 務 課 長 渡 邊 満
 環 境 課 長 井 上 保 巳
 健康管理課長 木 内 喜久子
 子 育 て 支 援 課 長 小 橋 静 枝
 商工観光課長 向 後 嘉 弘
 建 設 課 長 加 瀬 喜 弘
 下 水 道 課 長 高 野 和 彦
 消 防 長 加 瀬 寿 勝
 庶 務 課 長 栗 田 茂
 生涯学習課長 高 安 一 範
 監 査 委 員 会 長 高 木 昭 治

副 市 長 加 瀬 正 彦
 秘書広報課長 伊 藤 義 隆
 総 務 課 長 飯 島 茂
 財 政 課 長 伊 藤 憲 治
 市民生活課長 大 木 廣 巳
 保険年金課長 遠 藤 茂 樹
 社会福祉課長 角 田 和 夫
 高 齢 者 福 祉 課 長 浪 川 恭 房
 農 水 産 課 長 宮 負 賢 治
 都市整備課長 鶴之沢 隆
 会 計 管 理 者 島 田 知 子
 水 道 課 長 加 瀬 宏 之
 学校教育課長 佐 瀬 史 恵
 体育振興課長 加 瀬 英 志
 農 業 委 員 会 長 相 澤 薫

事務局職員出席者

事務局 長 大 矢 淳

事務局 次 長 花 澤 義 広

開会 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（佐久間茂樹） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成29年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（佐久間茂樹） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

飯島茂総務課長。

阿曾博通企画政策課長。

伊藤義隆秘書広報課長。

小倉直志行政改革推進課長。

角田和夫社会福祉課長。

遠藤茂樹保険年金課長。

小橋静枝子育て支援課長。

浪川恭房高齢者福祉課長。

加瀬寿勝消防長。

木内喜久子健康管理課長。

栗田茂庶務課長。

佐瀬史恵学校教育課長。

高安一範生涯学習課長。

鵜之沢隆都市整備課長。

高木昭治監査委員事務局長。

なお、そのほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書により、ご了承願います。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

再開 午前10時 4分

○副議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○副議長（向後悦世） 日程第3、永年勤続表彰並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました、佐久間茂樹議員、木内欽市議員に表彰の伝達と記念品の贈呈を行います。

佐久間茂樹議員、木内欽市議員、前のほうにお進みください。

（副議長より表彰伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

○副議長（向後悦世） ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 8分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議長報告事項

○議長（佐久間茂樹） 日程第4、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（佐久間茂樹） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

15番、向後悦世議員、16番、景山岩三郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定

○議長（佐久間茂樹） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第20号までの20議案と報告第1号から報告第5号までの報告5件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第7 議案上程

○議長（佐久間茂樹） 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第20号までの20議案と報告第1号から報告第5号までの報告5件を一括上程いたします。

- 議案第 1号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 4号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 6号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 7号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 8号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 9号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第10号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第11号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第12号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 13 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 14 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 15 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 17 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 18 号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 19 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 20 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 平成 28 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 28 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）
- 報告第 5 号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

◎日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（佐久間茂樹） 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

まず冒頭に、ただいま表彰の栄に浴されました佐久間茂樹議員、木内欽市議員には心からお祝いを申し上げるところであります。おめでとうございます。

本日、ここに平成 29 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

本年もはや 5 か月が過ぎ、田植え後の水田では早苗が風になびき、初夏の風がさわやかな季節となりました。時の流れは早いもので、私の任期もあと 1 か月あまりとなりました。

私は、平成 21 年 7 月の市長 1 期目の就任にあたり、旭市が掲げる将来都市像である「ひと

が輝き 海と緑がつくる健康都市“旭”」に向かって、住んで良かった、住んでみたい、そして真に合併して良かったと思えるような、市民一人一人が一体感を持ち、通じ合える絆づくりの醸成が必要と考え、市政運営にあたってまいりました。

今もこの思いは変わることなく、新たに策定しました総合戦略においても、「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向け、一体感のあるまちづくりを最大の目標として、4つの重点施策を位置づけ、積極的な事業展開に努めております。

また、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災以降は、震災からの復興を最優先課題とし、さまざまな復興事業にも取り組んでまいりました。

これまでの経験を生かしながら、施設の整備や防災訓練の実施など、市民と行政が一体となって「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」に引き続き全力を傾注していくことが、今、私に課せられた最大の責務であると認識しております。さらには、人口減少の歯止め、そして課題となっている若者の定住促進、新庁舎の建設、生涯活躍のまち構想についても着実に進めていくことを強く決意しているところであります。

議会をはじめ、市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第17号までは、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、選挙等により選出していた委員が本年7月19日をもって任期満了となり、農業委員会等に関する法律の改正により市長が任命することとされたことから、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、河津和男氏、渡邊茂氏、高野和幸氏、鈴木一久氏、田村博氏、崎山昭一氏、宮内利夫氏、伊藤文男氏、加瀬一四郎氏、根本喜美子氏、大松優子氏、若梅繁由氏、小川貢司氏、鷺山敦美氏、加瀬和英氏、宮負武芳氏、伊藤浩氏が適任と考え、提案するものであります。何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第18号から議案第20号までは専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定及び旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は平成28年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は平成28年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号及び報告第4号は議会からの委任による専決委任について、報告第5号は株式会社季楽里あさひの事業経営状況につい

て、それぞれ報告するものであります。

次に、平成28年度の一般会計並びに特別会計の決算状況について概要を申し上げます。

平成28年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成28年度の一般会計は、概算で歳入総額328億7,400万円、歳出総額312億1,300万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は15億7,200万円の黒字と見込まれるものであります。

また、特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、農業について申し上げます。

本年4月に農林水産省が公表した平成27年の旭市の農業産出額は約548億円で、全国順位は6位で前年と変わらないものの、産出額は約34億円の増となり、全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、県において飼料用米の推進に力を入れており、5月には取り組み拡大について県から要請を受けたところであり、本市においても米価下落対策として有効とされる飼料用米の取り組みを支援することで農業所得の向上につなげ、経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業を活用し、生産施設や省力機械等の整備を進め、施設園芸の一大産地として更なる発展のため支援をしてまいります。

次に、畜産について申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザについては、3月24日に市内養鶏場で発生しましたが、県及び市においていち早く対策本部を設置し、約6万2,000羽の殺処分や消毒ポイントの運営などの防疫措置を進めた結果、新たな感染がなかったことから、4月18日に移動制限区域が解除されました。養鶏農家の方々には、大変な心労と不安の中でのときであったのかなと、心から改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

防疫措置にあたりましては、迅速な対応をしていただいた国、県、自衛隊、近隣市町など多くの皆さんに深く感謝を申し上げます。今後は、各畜産農家へ今まで以上に衛生管理に注

意していただくよう働きかけてまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

プレミアム付共通商品券発行事業については、旭市商業振興連合会を通じて7月と12月の2回で併せて1万7,000セット、総額1億8,700万円の販売を予定しております。

本市の商業を取り巻く環境は、全国チェーン店の品質や消費動向の変化等により、依然厳しい状況が続いておりますが、この施策により商店街等の活性化や消費拡大が図られるよう、引き続き支援してまいります。

創業者支援事業については、昨年度、国から認定を受けた「創業支援事業計画」に基づいて創業セミナーを6月17日、24日に開催します。このセミナーは、市の創業支援事業計画により、連携事業者の旭市商工会が実施するもので、市内での新規創業者の促進と地域経済の進行を図るため、市としても支援を行ってまいります。

次に、労政について申し上げます。

合同企業説明会については、市が後援する旭市雇用対策協議会主催により4月25日に開催されました。この事業は来春卒業予定の近隣高校生に地元企業をPRすることにより、人材確保につながるために行うもので、市内企業15社が参加し、300名を超える高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

次に、観光事業について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、4月1日から12日まで開催されました。4月8日には本市の観光大使であります桂竹千代さんの寄席をはじめ、歌謡ショー、園芸大会やわくわく市場などを開催し、あいにくの天候にもかかわらず8,000人余りが訪れ、にぎわいを見せたところであります。

いよいよこれから夏の観光シーズンが始まります。あさひ砂の彫刻美術展については、昨年同様、旭文化の杜公園ふれあい広場を会場に7月15日から8月7日まで、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」は7月29日、30日に、「旭市七夕市民まつり」は8月6日、7日に開催が予定されております。

また、「ミス七夕コンテスト」については8月6日に開催されますが、今年で50回を迎えるにあたり、「ミス七夕」の名称が「ミスあさひ」に変更となります。

海水浴場については、7月15日から8月27日までの44日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であります。市営海浜プールについても同じ時期の開設を予定するものであります。現在、開設に向けて関係機関のご協力をいただきながら、観光客が安全で楽し

く過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

このほか、7月22日は「サマーフェスタ in 矢指ヶ浦」が、8月11日には復興イベントが矢指ヶ浦海水浴場で開催されます。

それぞれのイベントにより多くの市民、観光客に楽しんでもいただけるよう、PRに努めてまいります。

次に、観光プロモーション事業について申し上げます。

観光プロモーションについては、本市の飯岡が舞台となりました映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」がアニメ映画になり、8月18日に全国で公開されます。映画のロケ地という特性を最大限に生かしながら、メディア等を活用し、観光客招致に向けた観光プロモーションを積極的に展開してまいります。

次に、道の駅季楽里あさひについて申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、開業以来、大変好評をいただいております、平成28年度の来場者数は102万人を超え、全体の売り上げは6億3,000万円余りとなりました。

また、株式会社季楽里あさひの第2期となる平成28年度の決算については、約1,257万円の純利益を計上しております。今後も、「重点道の駅」としての利点を生かしながら、より一層のPRに努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険制度改革については、平成30年4月の都道府県による広域化に向け、現在、国、県、市町村が事務を進めているところであります。

今後の日程については、10月をめどに市の事業費納付金等を算出するための基礎数値を提出し、11月ごろに仮の算定結果が県から提示される予定となっております。その後、12月に県から運営方針が示され、各市町村の平成30年度納付金等が確定することになっております。

この納付金等は、直接市民に影響を与えるものであることから、今後も国や県の動向を注視し、情報収集及び県との調整に努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

第61回千葉県東部五市体育大会については、5月21日に5年ぶりに本市で開催され、晴天の下、各市の予選を勝ち抜いた選手によってレベルの高い戦いが行われ、五市のスポーツ交流による相互の発展に大きく貢献する大会となりました。なお、大会結果は36年ぶりに旭市が総合1位に輝きました。選手の皆さんの頑張りに心から拍手を送りたいと思います。

次に、東京オリンピック事前キャンプ地誘致について申し上げます。

5月26日から31日までの6日間、事前キャンプ地誘致のため、ドイツ・デュッセルドルフ市を訪問いたしました。旭市をPRするため、デュッセルドルフ市長、卓球で交流のあるボルシア・デュッセルドルフチームの代表と面談し、お二方とも心温かく大歓迎をいただき、できる限りの後押しをしてくれるとの言葉をいただきました。

また、デュッセルドルフ市で開催されている世界卓球選手権大会の会場において、ドイツ卓球連合の会長及びドイツ代表監督と面談し、口頭ではありますが事前キャンプを行う場合は旭市にしたい旨の確約をいただき、かなりの成果があったものと感じたところであります。

次に、体育施設について申し上げます。

体育施設の月曜開放については、本年も8月の4日間行うことといたしました。対象となる施設は、飯岡地域の体育館と野球場、庭球場に、干潟地域の野球場と庭球場の5施設で、広報紙と市のホームページで市民へ周知し、今月から予約を受け付けております。

次に、子育て支援について申し上げます。

子ども・子育て支援新制度については、スタートから3年目を迎え、官民協働による子育てガイド「すくすく育てあさひっこ」の作成等、子育て支援施策の周知・PRを積極的に行っております。

認定こども園については、本年4月よりいいおか幼稚園が加わり、現在3施設となったところであります。

次に、社会福祉について申し上げます。

臨時福祉給付金については、5月31日までに約5,480件、8,220万円の給付を行ったところであります。なお、申請受付の期限は7月31日となっておりますので、今後も適正な処理と申請漏れがないよう広報紙等で周知に努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

本年度の学校教育指導の指針については「人と地域が輝く教育を目指す」～児童生徒一人一人に「生きる力」を～としました。

この実現に向けて、特別に支援を要する児童・生徒のための支援や個に応じたきめ細やかな指導を行うため、教諭補助員を全20校に市の単独事業として配置しております。

学校図書館司書については、市内全ての小・中学校に4名を巡回配置し、読書活動の充実などに取り組んでまいります。

英語教育の充実については、市内中学校5校へ外国語指導助手6名を配置するとともに、本年度から市内中学校を通じ、英語検定3級を受験する生徒に対し検定料の全額助成など英

語力向上の取り組みを進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第一中学校校舎の大規模改造工事については、校舎の2階から4階までの工事と北側の外壁工事が完了し、現在、校舎1階と南側外壁の工事を進めております。8月末の完成に向けて順調に進捗しているところであります。

屋内運動場防災機能強化工事については、古城小学校が7月末、鶴巻小学校が8月末の完成に向けて順調に進捗しているところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

旭市民音楽祭については、8月20日に開催を予定しており、15団体、160名の参加申し込みがありました。

「あさひ輝いた人々」の編さんについては、今月下旬に完成し、来月早々には市内各小・中学校、国、県、市の図書館などに配布する予定であります。子どもから大人まで幅広い方々に活用していただきたいと考えております。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、平成28年度において47件、2,350万円を支給しました。これによる実転入者は124人でした。

今後も定住促進策を広くPRしていくことにより、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月6日、7日に田植えイベントを開催いたしました。東京、埼玉、東葛地域などから両日合わせて124家族、445名の参加者があり、大原幽学先生ゆかりの水田で田植え体験をしました。

また、当日は大原幽学先生を紹介する紙芝居の上演や性学もちの試食なども行い、都市住民との交流を図ることができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、8月2日から4日までの3日間、長野県茅野市の児童30名を本市で受け入れる予定であります。

沖縄交流事業については、6月29日から7月1日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問いたします。中城村からは11月16日から3日間、18名の児童が本市を訪れる予定となっており、これらの事業を通じてより広い視野を持てる児童が育つことと、相互の風土や歴史文化について理解を深め、更なる親善友好が図られることを期待しており

ます。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

昨年度の寄附納付額は1,848万円でありました。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品をはじめ、体験型メニューなど73種類を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭のPRとともに寄附事業を推進してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道及び南堀之内バイパスの整備については、工事予定箇所の発注準備を進めているところであります。未取得用地については、引き続き地権者の皆様のご協力を得られるよう交渉を進めているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、JR横断部北側から県道銚子・旭線の用地の協力が得られ、JR横断部の工事に向け、設計業務を委託するため、準備を進めているところであります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線について、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

旭地域の椎名内西足洗線については、一部区間で工事に着手しております。今後も工事を進めるとともに、未取得地についても、引き続き地権者の皆様にご協力をお願いしてまいります。

次に、国・県道の整備促進について申し上げます。

銚子連絡道路の整備については、5月23日に第19回銚子連絡道路整備促進地区大会がいかおかユートピアセンターで開催されました。

議員の皆様をはじめ、関係団体や市民の方々など多くのご参加をいただき、当日は旭の未来を担う旭農業高校の生徒による意見発表などが行われました。

銚子連絡道路は、産業の発展はもとより本市の発展に結び付く重要な幹線道路でありますので、早期完成に向けて近隣市とともに今後も強く要望してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道については、ストックマネジメント計画を策定し、施設の効率的な維持管理を行うとともに、供用開始区域の下水道への接続率向上に向けて引き続き普及促進に努めてまいります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

春のゴミゼロ運動については、5月28日に実施し、約1万人の市民の皆様のご協力をいただき、13トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。

また、3Rの推進及びごみの減量化については、きれいな旭をつくる運動を展開し、ゴミゼロ運動、ボランティア活動の支援などを行っておりますが、本年度は新たに市民・事業者及び市の各主体が「3Rの推進とごみ減量化」を宣言し、一体となって環境にやさしい循環型の社会を目指すべく、環境施策に取り組んでまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として事業を進めております。

広域ごみ処理施設については、昨年度に地元16町内で構成する対策協議会から施設建設に係る基本的な同意をいただき、現在は施設建設及び運営に関する入札の手続き等を実施しております。

また、広域最終処分場についても、昨年度に地元町内から施設建設に係る基本的な同意をいただき、現在、実施設計業務等を実施しております。

今後も広域ごみ処理施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

築山整備については、本年3月に地盤改良工事を目的とした造成工事を契約し、今年度も継続して施設本体工事を予定しております。

この築山施設については、「日の出山公園」として周辺住民の安全安心を確保するとともに、地域の交流拠点として進めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防体制の充実については、旭地域網戸及び干潟地域櫻井の消防庫の改築を行い、3月に地元消防団へ引渡しを行いました。

また、消防団車両についても、老朽化し機能低下した消防ポンプ自動車1台と小型ポンプ積載車3台を3月に更新配備しました。

今後も消防力の充実強化に努めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎建設については、本年４月に策定した「旭市新庁舎建設基本計画」に基づき、現在設計業務に取り組んでおります。

質の高い市民サービスや防災面の充実を図るべく、議会や市民の皆様方の意見を聴きながら、早期完成を目指して進めてまいりたいと考えております。

以上、このたび提案しました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第９ 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（佐久間茂樹） 日程第９、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第１号から議案第17号までの17議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第１号から議案第17号までの17議案について補足説明を申し上げます。

本議案は、従来、選挙等により選出していた農業委員会委員について、本年７月19日をもって任期満了となり、農業委員会等に関する法律の改正により市長が任命することとされましたので、同法第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第１号で任命したい方は、旭市八木2428番地にお住まいの河津和男氏、昭和30年９月16日生まれの方でございます。

議案第２号で任命したい方は、旭市溝原1226番地にお住まいの渡邊茂氏、昭和32年８月４日生まれの方でございます。

議案第３号で任命したい方は、旭市横根815番地にお住まいの高野和幸氏、昭和26年12月４日生まれの方でございます。

議案第４号で任命したい方は、旭市鎌数1633番地１にお住まいの鈴木一久氏、昭和22年８月19日生まれの方でございます。

議案第5号で任命したい方は、旭市大間手966番地にお住まいの田村博氏、昭和29年7月31日生まれの方でございます。

議案第6号で任命したい方は、旭市琴田2665番地にお住まいの崎山昭一氏、昭和29年10月20日生まれの方でございます。

議案第7号で任命したい方は、旭市三川4856番地にお住まいの宮内利夫氏、昭和28年3月9日生まれの方でございます。

議案第8号で任命したい方は、旭市大塚原1142番地にお住まいの伊藤文男氏、昭和35年10月28日生まれの方でございます。

議案第9号で任命したい方は、旭市鎌数8671番地にお住まいの加瀬一四郎氏、昭和37年8月27日生まれの方でございます。

議案第10号で任命したい方は、旭市琴田3431番地にお住まいの根本喜美子氏、昭和26年4月21日生まれの方でございます。

議案第11号で任命したい方は、旭市鎌数1273番地にお住まいの大松優子氏、昭和29年4月1日生まれの方でございます。

議案第12号で任命したい方は、旭市萬力1322番地にお住まいの若梅繁由氏、昭和32年1月14日生まれの方でございます。

議案第13号で任命したい方は、旭市野中3598番地にお住まいの小川貢司氏、昭和36年11月12日生まれの方でございます。

議案第14号で任命したい方は、旭市西足洗1655番地にお住まいの鷺山敦美氏、昭和35年1月27日生まれの方でございます。

議案第15号で任命したい方は、旭市イの996番地にお住まいの加瀬和英氏、昭和31年2月8日生まれの方でございます。

議案第16号で任命したい方は、旭市清和甲56番地2にお住まいの宮負武芳氏、昭和19年6月24日生まれの方でございます。

議案第17号で任命したい方は、旭市中谷里2374番地にお住まいの伊藤浩氏、昭和29年4月29日生まれの方でございます。

なお、委員の任期は本年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

また、いずれも農業委員会等に関する法律に規定する欠格事項及び地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第19号、議案第20号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 渡邊 満 登壇）

○税務課長（渡邊 満） 議案第18号、議案第19号、議案第20号の専決処分の承認についての補足説明を行います。

最初に、議案第18号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたので、同年3月30日に旭市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものです。

それでは、お配りしてあります旭市税条例新旧対照表をお願いします。

1ページをお開きください。

第33条、所得割の課税標準、第4項及び第6項については、特定配当等及び特定株譲渡所得金額に係る所得について、市長が課税方式を決定できることを定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除については、第33条の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、3ページをお開きください。

第48条、法人の市民税の申告納付から6ページの第50条までは、延滞金の計算基礎となる期間に係る規定を整備するものです。

次に、8ページをお開きください。

第61条、固定資産税の課税標準、第8項については、法規定の新設及び法律改正に合わせて改正するものです。

第61条の2については、わがまち特例の割合を2分の1に定めるものです。

第63条の2については、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、区分所有者全員の協議による方法の申し出について規定を整備するものです。

次に、9ページをお開きください。

第63条の3については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するものです。

次に、11ページをお開きください。

第74条の2、被災住宅用地の申告については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定を整備するものです。

次に、12ページをお開きください。

附則第5条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等については、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定を整備するものです。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、第1項については、特例の適用期限を3年間延長するものです。

次に、13ページをお開きください。

第10条、読替規定については、法律の改正に合わせて改正するものです。

附則第10条の2第7項から14ページの第18項までは、法律の改正に合わせて、わがまち特例の割合を条例で定めるものです。

次に、15ページをお開きください。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第2項から16ページの第8項までは、法規定を整備するものです。

次に、17ページをお開きください。

第9項から、18ページの第10項までは、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減免を受けようとする者の申請書について、新たに規定するものです。

次に、19ページをお開きください。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例、第3項については、文言を改め、同条に第3項を新たに加え、軽自動車のグリーン化特例の適用期限を2年延長するものです。

次に、20ページをお開きください。

附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例については、法規定の新設に合わせ、グリーン化特例の認定を受けた車両が取り消しを受けた場合の取り扱いを定めるものです。

次に、22ページをお開きください。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例については、第33条の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例については、特例適用期限を3年間延長するものです。

次に、24ページをお開きください。

附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、第4項については、法律の改正に合わせて特例適用配当等に係る所得について、市長が課税方式を決定できることを定めるものです。

次に、25ページをお開きください。

附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、第4項については、法律の改正に合わせて条約適用配当等に係る所得について、市長が課税方式を決定できることを定めるものです。

同条第6項については、第4項の改正に伴う所要の規定を整備するものです。

次に、27ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、附則第5条関係及び29ページの附則第6条関係については、第16条の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、32ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、附則第7条関係、第1条の2については、法律改正に合わせて法人市民税の税率を引き下げるため改正を行うものです。

附則第2条、市民税に関する経過措置の2については、第1条の2の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

続きまして、議案第19号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の33ページをご覧ください。

今回の改正は、議案第18号と同様に地方税法等の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の割合を定め、引用条項の改正を行ったものです。

附則第5項については、項ずれを生じたものです。

附則第6項及び第7項については、法附則第15条に規定する割合を新たに定めるものです。

附則第10項から36ページの第18項までは、項ずれ及び法律の改正に合わせて改正するものです。

続きまして、議案第20号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案第18号、議案第19号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日

に公布され、同年４月１日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものがあります。

新旧対照表の37ページをお開きください。

第23条第２号関係は、５割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を26万5,000円から27万円に引き上げるものです。

次に、同条第３号関係は、２割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を48万円から49万円に引き上げるものです。

以上で議案第18号から議案第20号までの補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前１１時 １分

再開 午前１１時２０分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第１号、報告第２号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 報告第１号及び報告第２号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第１号は、平成28年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでありまして、繰越明許費として平成28年度一般会計補正予算、第３号及び第４号において設定した事業について、翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、全部で11事業あります。

まず、２款３項、戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費は、個人番号カードの交付に係る委任機関への事務費の支出金です。国の平成28年度予算の繰り越しに伴い518万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成30年３月を予定しております。

３款１項、社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業は、国の補正予算に伴う事業であったた

め2億125万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

6款1項、農業費の産地パワーアップ事業は、農産物の集出荷施設の再整備工事に対する補助金です。排水先の変更等による設計変更に不測の日数を要したため2億4,127万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の畜産競争力強化対策整備事業は、国のTPP関連対策による畜産農家への施設整備費に対する補助金です。使用する部材や機械等の納入に不測の日数を要したため5億2,434万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

8款2項、道路橋梁費の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、関係機関との協議に不測の日数を要したため2,000万円を繰り越したもので、事業の完了は平成30年2月を予定しております。

次の震災復興津波避難道路整備事業は、物件移転や関係機関との協議に不測の日数を要したため6,237万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

9款1項、消防費の防災体制支援事業は、土砂災害ハザードマップの作成です。県の土砂災害警戒区域の指定が遅れたため450万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の津波避難施設整備事業は築山の整備です。関係機関との協議に不測の日数を要したため1億2,089万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成30年3月を予定しております。

10款2項、小学校費、小学校大規模改造事業は、中央、鶴巻、古城の3つの小学校の体育館の防災機能強化工事です。国の交付金について決定が遅れたことや、平成28年度に前倒し採択があったため1億1,643万6,000円を繰り越したもので、事業全体の完了は11月を予定しております。

3項、中学校費、中学校大規模改造事業は、第一中学校校舎の大規模改造工事及び干潟中学校体育館の防災機能強化工事です。小学校大規模改造事業と同様に、国の交付金の前倒し採択があったため5億793万1,000円を繰り越したもので、事業全体の完了は平成30年2月を予定しております。

4項、社会教育費、海上公民館管理費は、海上公民館ホールの特定期間天井改修工事です。設計業務に期間を要したため1,983万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月を予定しております。

続きまして、報告第2号、平成28年度旭市一般会計事故繰越し繰越し計算書についてご説明申し上げます。

この計算書は、平成28年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたもののについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

まず、8款2項、道路橋梁費、道路新設改良事業は、海上地区松ケ谷地先の道路排水工事で、排水先の再検討や地元協議に不測の日数を要したため650万8,120円を繰り越したのですが、工事は4月に完了しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、既設水路の復旧方法について関係機関との協議に不測の日数を要したため324万円を繰り越したものですが、工事は5月に完了しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 報告第3号、専決処分の報告について、補足説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損賠賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、平成28年3月21日、三川小学校における運動場西側にある防球ネットが破損し、走行中の自動車のルーフ部分に接触したことによる自動車物損事故で、同年4月12日に専決しております。

損賠賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下、同様でございます。

案件2は、平成28年4月20日、鶴巻小学校における使用中のリヤカーが駐車車両に接触したことによる自動車物損事故で、同年5月21日に専決しております。

案件3は、平成28年5月16日、干潟支所駐車場における停車中の市有自動車のドアが駐車車両に接触したことによる自動車物損事故で、同年6月5日に専決しております。

案件4は、平成28年4月18日、旭市入野地先での市有自動車のブロック塀への接触による物損事故で、同年6月10日に専決しております。

案件5は、平成28年7月7日、銚子市西芝町地先道路上での市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年12月7日に専決しております。

案件6は、平成28年11月27日、旭市三川地先道路上での水道管漏水に伴う道路陥没箇所に

自動車が進出し、タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故で、同年12月9日に専決しております。

案件7は、平成29年1月2日、旭市新町地先道路上での市有自動車の道路施設、ガードパイプへの接触による物損事故で、平成29年2月15日に専決しております。

以上で報告第3号の補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長の説明は終わりました。

報告第4号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 小倉直志 登壇）

○行政改革推進課長（小倉直志） 報告第4号につきまして、補足説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任による専決処分指定を受けております市が当事者である1件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること及び100万円以下の和解に関することについて、平成28年度において専決処分をいたしましたので議会へ報告させていただくものです。

本件は、市営住宅家賃の支払い請求に関するものです。

訴えの提起の理由としましては、相手方の滞納に対し、再三の催告等にもかかわらず支払いがなされなかったため、簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。これに対しまして相手方から督促異議の申し立てがあったものでございます。

民事訴訟法第395条の規定によりまして、督促異議の申し立てがあったときは訴えの提起があったものとみなすことから、通常の訴訟手続きへと移行したものでございます。

訴えの請求額、相手方及び和解等の内容などは記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

報告第5号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、報告第5号、株式会社季楽里あさひの平成28年度の事業経営状況及び平成29年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告申し上げます。

初めに、平成28年度事業報告でございます。お手元の資料では、経営状況報告書（第2期）と表紙に明記されております。

1ページ目をご覧ください。

1、事業報告書の（１）概況でございます。

道の駅季楽里あさひについてですが、平成27年10月17日の開業以来、多くの方にご利用いただいております、平成28年度の来場者数は102万5,000人、道の駅全体の売上額は6億3,261万5,000円となりました。

2、株式会社季楽里あさひの概要の（１）株主の概要についてです。

株式数、株主数とも設立時から変わっておりません。

（２）株主総会及び取締役会の開催状況についてはご覧のとおりで、月１回の頻度で役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など健全な経営に向けた協議を行っております。

（３）及び（４）は、それぞれ現在の役員及び従業員の状況です。

（５）決算期後に生じた会社の状況ですが、①から⑥に記載したとおり、利用者の拡大に向けた各種の取り組みを展開しております。

続いて、3、決算報告書についてです。

第2期、平成28年4月1日から平成29年3月31日の決算についてご報告いたします。

当期の純利益は1,257万4,000円となりました。

なお、決算につきましては、会社の取り扱い商品はほとんどが委託販売の商品でありますので、国税の基本通達の特例を適用し、出荷者からの委託販売の金額を売上高として計上し、決算処理しております。

5ページをご覧ください。貸借対照表です。

左側の資産の部は流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で1億401万2,445円です。右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払い費用、未払い法人税などで、負債の部計が4,027万3,807円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計が6,373万8,638円となり、一番下の負債・純資産の部の計が1億401万2,445円となりました。

続いて6ページ、損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものです。

売上高が5億1,793万1,059円、売上原価が3億9,619万6,577円となりまして、売上総利益が1億2,173万4,482円です。

販売費及び一般管理費は1億336万2,408円で、営業利益が1,837万2,074円です。

また、営業外収益は62万952円、営業外費用は4万2,891円です。

そして、経常利益が1,895万135円となり、一番下の当期純利益が1,257万4,735円となりました。

続きまして、7ページは、販売費・一般管理費の内訳となります。

8ページは株主資本等変動計算書です。

資本金は、設立時と同じ4,400万円、利益剰余金は当期純利益1,257万4,735円と合わせて当期末残高は1,973万8,638円、純資産の当期末残高は6,373万8,638円となります。

続きまして、9ページです。

これは先ほどの損益計算書を予算と比較するための表で、一番下になりますが、純利益は予算額656万8,623円に対し、決算額は1,257万4,735円となりました。

続きまして、10ページです。

4、第3期事業計画、平成29年度分です。

基本方針において、(1)道の駅物販・花卉部門、(2)道の駅レストラン部門、(3)加工室の積極的活用、(4)営業に分かれていまして、内容はそれぞれ記載のとおりです。

11ページでは、平成29年度に計画する予算を計上しております。なお、これらの数字は1,000円単位となっております。

左側の前年度実績は、ただいま説明させていただいたとおりであります。

右の予算額をご覧ください。

売上高の計が5億5,555万6,000円で、税込みでは6億円です。

売上原価の計が4億2,500万円、売上総利益は1億3,055万6,000円となります。販売費及び一般管理費の計が1億1,988万円、差し引きしますと営業利益は1,067万6,000円です。

営業外収益の計が60万2,000円、経常利益は1,127万8,000円、法人税等が378万9,000円で、一番下の純利益は748万9,000円となっております。

以上で、報告第5号、株式会社季楽里あさひの平成28年度事業経営状況及び平成29年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は13日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 41 分